

「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定スケジュールについて

意見照会については第3回専門部会まで継続して実施し、適宜対応する。改定案の各版への反映についてのみ〆切を設定する。

改定案については第1回の専門部会を経ることで、改定案としての体を成す。第2回専門部会では改定案（第1版）を諮り、議論いただいた内容を踏まえ、改定案（第2版）とする。

パブコメ等については第2版を基に行い、結果を反映したものを改定案（第3版）とする。第3回専門部会（書面開催予定）の意見を反映させることで改定案（最終版）となる。なお、特段の意見がなければ第3版が最終版となる。

特措法で定められる内閣総理大臣への報告は令和7年3月、議会報告は令和7年6月議会で行う。

